

広 告 掲 出 仕 様 書

広告を掲出する広告代理店を募集します。

◆概要

名 称	本庁舎行政棟エレベータ広告の掲出 ① エレベータ内部壁面 ② 1階エレベータ外扉壁面
掲出場所	① エレベータ内部壁面 ② 1階エレベータ外扉壁面 所在地:福岡市中央区天神1-8-1(福岡市役所本庁舎行政棟)] (別添写真等参照)
掲出内容	① ポスター広告 ② シート広告
掲出期間	令和8年4月1日 ~ 令和9年3月31日
セールスポイント	天神の中心地に所在し市民利用も多い福岡市役所本庁舎のエレベータに広告を掲出することによって、高い広告効果が期待できます。 <参考数値> ・本庁舎への来庁者数(職員含む): 約4,400人/日 ・本庁舎に勤務する職員数:約3,500人 ・1階ロビーではパネル展などのイベントの開催や、カフェ、オープントップバス受付、九州情報コーナーなどを設置しており、多くの方が利用されています。
担当部署	財政局財産有効活用部財産管理課

◆広告の規格等について

広告のサイズ	① エレベータ内部壁面 縦1,030mm×横728mm (B1サイズ) ② 1階エレベータ外扉壁面 縦2,065mm×横975mm ・②は、広告枠内に、広告である旨をわかりやすく表記してください。 ・広告掲出物のサイズ・掲出方法などは、広告スペース内であれば原則自由ですが、必ず事前にご相談ください。 ・広告スペースのサイズ・素材については、広告制作前に確認をお願いします。
エレベータの運行状況等	・エレベータは、低層階用4基(1号機~4号機、うち4号機は身障者用)と高層階用4基(5号機~8号機、うち7号機は身障者用)です。 [低層階用エレベータ] ・地下1階~8階及び15階から乗ることができます。9階~14階からは乗ることができません。 ・地下1階及び1階から乗られた場合は、原則として9階~15階へ降りることができます。 [高層階用エレベータ] ・地下1階、1階及び9階~15階から乗ることができます。2階~8階からは乗ることができません。 ・地下1階及び1階から乗られた場合は、原則として2階~8階へ降りることができます。 [身障者用エレベータ] ・地下1階~15階の全ての階で乗降できます。
製作及び取付・撤去作業	広告代理店負担 ※ 原則として、掲載日前日の平日の18時以降をお願いします。1階エレベータ外扉壁面広告は、剥離可能で難燃性(難燃性であるという証明書等が必要)のものとし、撤去後に跡が残らないようにしてください。

広告掲出にあたっての基本的な要件	<p>① 掲載する広告は、福岡市内に本社・支店・事業所等を有している事業者の広告としてください。</p> <p>② 内容・デザイン等については、福岡市広告事業実施要綱・要領を遵守してください。 なお、疑義が生じた場合は、事前協議を行います。</p> <p>※ 広告掲出前に市担当課による事前審査が必要です。</p>
その他	広告代理店と別途協議を行います。

◆申込方法

申込対象	<p>広告代理店</p> <p>① エレベータ内部壁面 8枠 ② 1階エレベータ外扉壁面 8枠</p>	<p>】 ※広告代理店1社による①8枠買切り 】 ※広告代理店1社による②8枠買切り</p>
申込方法	<ul style="list-style-type: none"> ・広告申込書に押印の上、下記まで郵送又は持参してください。 ・福岡市競争入札参加有資格者(以下、「福岡市登録業者」という。)は、登録番号を記入してください。福岡市登録業者は、添付書類の提出は不要です。 ・福岡市登録業者以外の方は、添付書類として、印鑑証明書(提出日前3か月以内に発行された原本)、登記事項証明書(提出日前3か月以内に発行された原本)、会社概要、直近の決算書、別添の調査同意書を同時に提出してください。 <p>ただし、今年度中に福岡市が行った他の広告公募にお申込みの際に提出済みの場合、添付書類の再提出は不要です。</p> <p>※福岡市登録業者以外の方で、福岡市内に本店又は支店、営業所等を有していない場合は、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるもの(提出日前3か月以内に発行された原本)も併せて提出してください。</p> <p>ア 直接持参の場合 下記申込先に、直接持参してください。</p> <p>イ 郵送の場合</p> <p>(1)郵送は、配達記録が残るよう次の方法により行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 郵便局による一般書留、簡易書留又はレターパックプラス(レターパックライトは不可) ii 総務省の認可を受けた特定信書便事業者が行う信書便で、かつ福岡市の受領印又は署名により確実に届いたことが証明できるもの <p>(2)応募書類を封入する封筒には、案件名及び「応募書類等在中」の旨を朱書きすること。</p> <p>※電子メールでの提出はできません。</p>	
広告料金	<ul style="list-style-type: none"> ・広告料金は、広告代理店から市にお支払いいただく年間の金額(税込)で、行政財産の目的外使用料を含み、製作費などは含まれません。 ・広告料金は、3か月毎に分割して、事前にお支払いいただきます。 ・広告料金支払時期(予定)： <ul style="list-style-type: none"> 第1期 令和8年5月頃 第2期 令和8年8月頃 第3期 令和8年11月頃 第4期 令和9年2月頃 	
申込締切日	<p>ア 直接持参の場合: 令和8年1月 23日(金) 15時</p> <p>イ 郵送の場合 : 令和8年1月 22日(木) <必着></p>	
選定基準	<p>原則、最も高い広告料金を提示した広告代理店を選定します。</p> <p>なお、複数の代理店が最も高い広告料金を提示した場合には、その代理店の中からくじにより選定します。くじを行う日時は改めて通知します。</p>	

選定後の手続	広告代理店からの申請に基づき行政財産の目的外使用許可を行い、広告掲出に関する協定を締結します。	
最低予定価格	① エレベータ内部壁面	年額 768, 000円(税込)
申込先	<p>財政局財産有効活用部財産活用課 担当:中島 〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1 Tel 092-711-4532／Fax 092-711-4833 E メール zaisankatsuyou.FB@city.fukuoka.lg.jp</p>	
媒体に関する 問合せ先	<p>財政局財産有効活用部財産管理課 担当:島田 〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1 Tel 092-711-4173／Fax 092-711-4833 E メール zaisankanri.FB@city.fukuoka.lg.jp</p>	

1. 対象エレベータ位置図

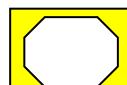
※奇数号機 : 1, 3, 5, 7号機

※偶数号機 : 2, 4, 6, 8号機

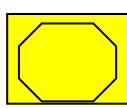
・1~4号機は低層階用エレベータです。

・5~8号機は高層階用エレベータです。

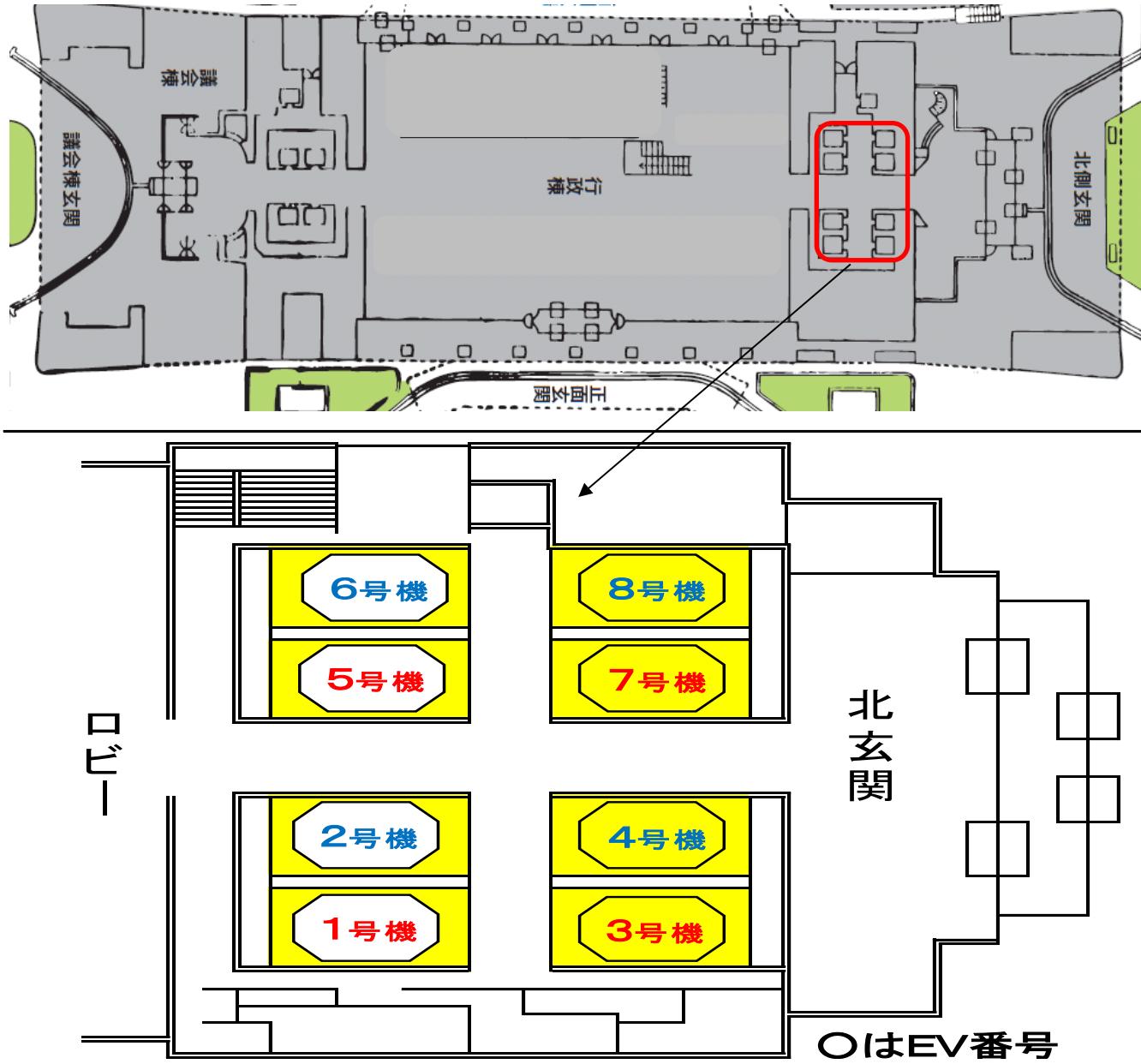
・4号機及び7号機は身障者用エレベータです。



この印のエレベータは、1階～15階を運行

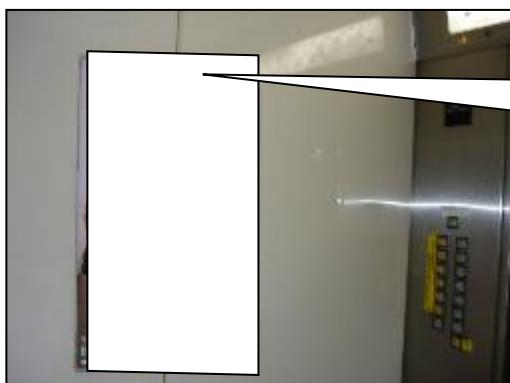


この印のエレベータは、地下1階～15階を運行



2. エレベータ広告のイメージ

○ 本市エレベータかご内



広告枠
縦1,030mm
横728mm

○ 本市エレベータ外扉面(1階及び15階)



広告枠
縦2,065mm
横975mm